

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一～二の四 (略)</p> <p>二の五 エチルアミン</p> <p>二の六 (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>六の二 過酸化水素</p> <p>七～十 (略)</p> <p>十の二 次亜塩素酸カルシウム</p> <p>十一～十六 (略)</p> <p>十六の二 硝酸アンモニウム</p> <p>十七～二十五 (略)</p> <p>二十五の二 ニトログリセリン</p> <p>二十五の三 ニトロセルローズ</p> <p>二十六～二十八 (略)</p> <p>二十八の二 ピクリン酸</p> <p>二十九 (略)</p> <p>二十九の二 一・三一ブタジエン</p> <p>二十九の三 (略)</p>	<p>（名称等を表示すべき有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一～二の四 (略)</p> <p>二の五 (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七～十 (略)</p> <p>十一～十六 (略)</p> <p>十七～二十五 (略)</p> <p>二十六～二十八 (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>二十九の二 (略)</p>

二十九の四 (略)

三十～三十九 (略)

四十 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。

別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物(第十八条の二関係)

一～百九十九 (略)

二百 次亜塩素酸カルシウム

二百一～三百七 (略)

三百八 硝酸アンモニウム

三百九～四百二十三 (略)

四百二十四 ニトロセルローズ

四百二十五～六百三十四 (略)

六百三十五 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

二十九の三 (略)

三十～三十九 (略)

(名称等を通知すべき有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。

別表第九 名称等を通知すべき有害物(第十八条の二関係)

一～百九十九 (略)

二百～三百六 (略)

三百七～四百二十一 (略)

四百二十二～六百三十一 (略)